【表面：許可・届出共通】

別紙１－１

記入例
（固定店舗届出）

令和○ 年 ○月 ○日
整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

青森県知事 殿

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都

法人の場合は法人番号（13桁）を記入してください。法人番号がない場合は、「9999999999999」（9の13桁）を記入してください。
※法人番号とは、法人と一部の団体に対して日本の国税庁が指定する13桁の識別

申請者・届出者情報

郵便番号：〇〇〇－〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	FAX番号：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
電子メールアドレス：ｓｈｏｋｕｈｉｎ@△△△.ｊｐ		法人番号：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地 青森県〇〇市〇〇一丁目〇番〇号		
（ふりがな）しょくひん　たろう		（生年月日）
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 食品　太郎		昭和○ 年 ○月 ○日生

届出者は届出する個人または法人です。法人の場合は、名称及び代表者の役職及び氏名を記入してください。

営業施設情報

郵便番号：〇〇〇－〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	FAX番号：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
電子メールアドレス：ｓｈｏｋｕｈｉｎ@△△△.ｊｐ		
施設の所在地 青森県東津軽郡〇〇町大字〇〇字〇〇△		
（ふりがな）たろうすとあ		
施設の名称、屋号又は商号 太郎ストア		
（ふりがな）しょくひん　はなこ	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 食品　花子	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 〇〇協会 養成講習会 ○年 ○月 ○日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 肉、魚、牛乳、そうざい、弁当	自由記載	
自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☑ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	

該当する資格を持っている方は〇で囲ってください。調理師等の資格がない方は、講習会の受講が必要です。未受講の方は、受講後に変更届の提出が必要となります。
※調：調理師　製：製菓衛生師　栄：栄養士　管栄：管理栄養士

営業施設の名称を記入してください。

法人の場合は記入不要です。

営業施設のHACCPの取組を選択してください。令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理の実施が必要です。

業種に応じた情報

指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐
輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	☐

主たる業種を記入してください。

営業届出

	業態	備考
1	コンビニエンスストア	
2		
3		

本届出の担当者の氏名を記入してください。

本届出の担当者の電話番号を記入してください。

担当者

（ふりがな）しょくひん　じろう	電話番号
担当者氏名 食品　次郎	〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

【裏面：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係	該当には☑
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	□
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	□
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	□

営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	□①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） □②加糖粉乳　□⑤魚肉ハム　□⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） □③調製粉乳　□⑥魚肉ソーセージ　□⑨マーガリン　□⑪添加物（法第13条第１項の規定により規格が定められたもの） □④食肉製品　□⑦放射線照射食品　□⑩ショートニング		
	（ふりがな）		資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名　※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称　　年　月　日
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
	① 水道水（ □ 水道水　□ 専用水道　□ 簡易専用水道 ） ② □ ①以外の飲用に適する水			

業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	□	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	□
	ふぐの処理を行う施設			□
	（ふりがな）			
	ふぐ処理者氏名　※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等	

添付書類	□　施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）	□
	□　（飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	□
	□	□
	□	□

事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨

営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営　業　の　種　類	備考
1	年　月　日		
2	年　月　日		
3	年　月　日		
4	年　月　日		

備考	